広報なごや市会だより紙面広告掲載申込要領（再募集）

１　趣旨

令和９年１月号・２月号の広報なごや市会だよりに掲載する広告を再募集するもの

２　広告媒体

（１）名称　　広報なごや市会だより
（２）紙面建て　１月号・２月号　タブロイド判４ページ
（３）編集、発行　名古屋市会編集委員会、名古屋市会
（４）発行日　　令和９年１月１日、令和９年２月１日（ただし、それぞれ月の 10 日までに配布を完了）
（５）掲載内容　名古屋市会の定例会・臨時会や市会の活動に関する記事等を掲載
（６）発行部数　約 110 万部
（７）配布方法等　各区役所総務課から広報なごやとともに全戸配布、無料

３　募集対象

次の各号を満たす者を対象とします。
（１）本要領に定める掲載広告記事の作成・提出を行うことができる広告掲載希望者（広告代理業者を含む）
（２）申込開始から広告掲載決定までの間において、本市の入札参加の指名停止処分を受けていないこと
（３）地方自治法施行令第 167 条の４第１項及び第 167 条の４第２項の各号に該当しないこと
（４）名古屋市広告掲載基準第２条の規定による業種又は事業者でないこと

４　募集する広告

（１）掲載面・位置　１月号・２月号　裏表紙下段
※ただし、編集上の都合により掲載位置を変更することがあります。
（２）スペース　天地 67㎜　左右 118㎜
（ただし、２枠分のスペースに１件の広告を掲載する場合、左右 239㎜）
（３）枠数　１月号・２月号　各２枠
（４）色数　４色カラー
（５）広告掲載料　１枠の掲載価格　￥335,500★（税込）※固定価格
（６）広告原稿

ア　広告内容

本要領に定めるもののほか、「名古屋市広告掲載要綱」、「名古屋市広告掲載基準」及び「市会事務局広告掲載要綱」（以下「要綱等」といいます。）の条件を満たすものとします。

不動産事業に関しては下記要件を満たしたものを掲載します。

（ア）広告掲載主体（不動産事業者）に関する表示には、名称、所在地、連絡先、認可免許証番号等を明記する。

（イ）不動産の取引に関する広告の場合は、取引様態、物件所在地、面積、建築月日、価格、賃料、取引条件の有効期限を明記するとともに「不動産の表示に関する公正競争規約」による表示規制に従うものとする。

（ウ）住宅の品質確保の促進等に関する法律に規定された住宅性能表示制度の適用を受けたものとする。

（エ）新築共同住宅の売買の広告には、建築工事を請け負った建築業者名を明記する。

（オ）不動産事業の広告は2枠分のスペースを1件としてお申込みください。

イ　制作上の注意

（ア）広告原稿データは**ＪＰＥＧ（天地 67 ㎜　左右 118 ㎜**。ただし、2枠分のスペースに1枠の広告を掲載する場合、左右 239 ㎜。300dpi～350dpi）で提出してください。原稿データの作成にかかる費用は申込者・広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）でご負担ください。

（イ）広告表記の文字は、読める字の大きさ（主となる文章は**9Q以上**）にしてください。

（ウ）**カラーはＣＭＹＫ**に変換してください。

（エ）黒色は**スミベタ（K100%）**で作成してください。

（オ）カラーデザインについては、多様な色覚に配慮して、情報がなるべくすべての人に正確に伝わるようにデザインしてください。その際に、色を数値で表現するマンセル値など具体的な指標を参考にすること。また、著しく紙面等の調和を損なうと市が判断した場合は、変更していただく場合がございます。

（7）入稿形態　　完全データを電子メールに添付して入稿してください。広告原稿データ容量は1枠あたり5メガバイトを限度とします。なお、入稿後の原稿内容の修正は原則認めません。

（8）入稿締切　　広告掲載月の前々月末日正午（ただし、休庁日の場合その直前の開庁日正午）
1月号については　令和8年11月30日（月）正午
2月号については　令和8年12月28日（月）正午

（9）提出先　　名古屋市会事務局調査課
電子メール：a2096@shikai.city.nagoya.lg.jp

5　申込み

（1）申込方法

広報なごや市会だより紙面広告掲載申込書（市公式ウェブサイトからダウンロード可。以下「申込書」といいます。）（別紙様式1）に必要事項を広告依頼者（実際に広告を掲載する企業等）ごとにご記入の上、電子メールで送付してください。（郵送、ＦＡＸは不可）

受付方法は先着順とさせていただきます。

（2）申込開始日時　令和8年11月4日（水）午前9時

（3）申込締切日時　1月号：令和8年11月16日（月）正午
2月号：令和8年12月14日（月）正午

（4）その他

ア　提出していただいた申込書は掲載・非掲載を問わず返却しません。また、広告依頼者名・希望掲載月の記載がない申込みについては、選定から除外します。

イ　広告依頼者の審査に当たり当該広告依頼者に関する資料の提出を求めることがあります。

ウ　申込後に掲載枠数を変更することはできません。

6　掲載までのスケジュール

（1）申込締切後に市会事務局広告審査会において審査を行い、結果を申込者に通知します。なお、2 枠分スペースを 1 件としての申込みの場合に、上記方法での決定により掲載枠を 2 枠確保できなかった場合は、不採用となります。また、広告審査会等での判断又は要綱等と照らし合わせた結果によっては、内容・原稿の修正を依頼することや掲載自体をお断りすることがあります。

（2）契約に必要な書類をお送りしますので、必要事項をご記入のうえ提出していただき、契約を締結します。

（3）広告掲載料の納付書を送付します。本市が指定する期日までに納付していただきます。

（4）広告掲載月の前々月の月末正午（ただし、休庁日の場合その直前の開庁日正午）までにあらかじめ内容について市と協議し、完全原稿を市に提出していただきます。

（5）本市の指定する時期に掲載イメージの確認を 1 回行っていただきます。

（6）希望掲載月の広報なごや市会だよりに掲載します。

7　その他

（1）申込書に記入された広告依頼者について、広告掲載が決定した場合は変更することはできません。やむを得ず広告依頼者の広告が掲載できない状況であっても納付済みの広告掲載料の返還は行いません。

（2）広告掲載位置の指定はできません。

（3）広報なごや市会だよりの紙質は、名古屋市グリーン購入ガイドライン「22.役務」の品目「印刷」の基準を満たすもので、坪量は 52.3g/㎡以上 57.0g/㎡（試験方法 JIS P 8124）、白色度は 66%以上（試験方法 JIS P 8148）です。

（4）掲載イメージの確認は、広報なごや市会だよりに近い色合いの紙に印刷したものでの確認となります。この確認をもって、広告の色合いや 9Q 未満の文字の鮮明な印刷について保証するものではありません。

（5）その他、広告の掲載に関しては、要綱等及び本要領の規定を遵守し本市の指示に従うとともに、要綱等及び本要領に記載のない事項は、本市と申込者の双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとします。

（6）広告枠欄外に、「広告」の表示及び「財源確保のため広告を掲載しています。なお、広告内容などは名古屋市が推奨するものではありません。」等の文言を明記します。

（7）広告内容等について、関係機関に確認・照会を行う場合があります。

（8）審査に当たっては、名古屋市が保有する情報及び名古屋市に寄せられた意見や苦情などを参考にすることがあります。

（9）申込みのために提出された書類等は、上記の確認・照会を含めた広報なごや市会だより関

連事務のみに使用し、その他の目的には一切使用いたしません。

８　妨害又は不当要求に対する届出義務

（１）契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、市へ報告し、警察へ被害届を提出しなければなりません。

（２）（１）に規定する妨害又は不当要求を受けたにもかかわらず、前項の報告又は被害届の提出を行わなかった場合は、競争入札による契約又は随意契約の相手方としない措置を講じることがあります。

【申込み・問い合わせ先】

〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目１番１号
名古屋市会事務局調査課　図書広報担当
電話：052－972－2094
電子メール：a2096@shikai.city.nagoya.lg.jp
返信先として、必ず本文内に連絡先（電話番号、電子メールアドレス）を記載してください。